

給実甲第 1 2 4 3 号

平成 3 0 年 2 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

給与法附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されることが
なくなることに伴う職員に対する通知について（通知）

標記について、下記のとおり定めたので通知します。

記

平成 3 0 年 3 月 3 1 日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」という。）附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されていた職員に対しては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 7 号）第 2 条の規定による改正前の給与法附則第 8 項の規定により給与が減ぜられて支給されることがなくなった旨を同年 4 月 1 日に人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「通知書等」という。）により通知するものとする。ただし、通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって通知書等の交付に代えることができる。

なお、通知書等の記入に当たっての参考例を示せば、次のとおりである。

平成 3 0 年 4 月 1 日 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 7 号）第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律

第95号) 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給されることがなくなった

以 上